

## 地区計画区域内における手続きについて

地区計画が定められている区域では、建築物の建築、土地の区画形質の変更や工作物の建設等（擁壁、垣・さくの設置）をする場合は、その工事着手30日前までに松本市長に届出をする必要があります。（都市計画法第58条の2）

### 1 届け出の対象

次の行為を行う場合には届け出が必要です。  
ただし、地区整備計画に定めのない行為は除きます。

- ①区画形質の変更
- ②建築物の新築、改築、増築（車庫、物置等10㎡以下の増築を含む）
- ③工作物の設置（垣・さく、土留めの設置等）
- ④建築物の用途の変更
- ⑤建築物等の形態、意匠の変更

### 2 届出の時期

届出は行為着手の30日前までに行わなければなりません。（都市計画法第58条の2）  
建築確認が不要な10㎡以内の増築による物置等の設置、垣・さく等の設置でも届出は必要になります。

※提出及びお問い合わせ先

松本市役所 建設部 都市計画課 都市計画担当（本庁舎5階）  
tell : 0263-34-3251 fax : 0263-33-2939  
e-mail : toshikei@city.matsumoto.lg.jp

### 3 地区計画の提出書類

届出は、正副2部提出してください。

- ①地区計画の区域内における行為の届出書（都市計画法施行規則による様式）
- ②届出に添付する図面及び明記する内容（各地区の制限の内容に応じて）

- ・案内図 申請地が特定できるもの。方位記入。
- ・配置図 縮尺1/100以上  
建物配置寸法は、芯寸法のほか外壁面から境界線までの距離を（ ）書きで記入。  
垣・さく等の工事を行う場合は、その位置、延長、種類を記入。  
地区計画の制限で、最低敷地面積、容積率、建蔽率の制限がある場合は、敷地面積求積表を添付。
- ・平面図 縮尺1/50以上  
建築面積及び床面積の分かるもの。  
建物用途の分かるもの。
- ・立面図 縮尺1/50以上  
建物高さのわかるもの。  
地区計画の制限に色彩の制限がある場合は立面図に着色し、屋根・外壁のマンセル値を記入してください。
- ・構造図 縮尺は適宜  
擁壁・フェンス等の断面図等、制限内容に適合することが確認できる図書。
- ・その他 地区計画の制限に適合することが確認できる図書。

### 4 その他

届出の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出を行ってください。

地区計画の区域内における行為の届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 松本市長

施主の住所・氏名

(法人の場合は代表者名まで記入)

届出者 住所 松本市丸の内 3 番 7 号

氏名 松本 太郎

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 竹木の伐採

について下記により届け出ます。

住所ではなく、地番を記入。  
区画整理地内なら画地番号と従前地番。

記

松本市丸の内 1 番地 4

令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(1)~(5)のうち、今回の工事で該当する部分だけを記入。該当しない部分は記入しない。

- 行為の場所
- 行為の着手予定日
- 行為の完了予定日
- 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	区域の面積			m <sup>2</sup>	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築) 改築・増築・移転			
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合計
		I 敷地面積			275.30 m <sup>2</sup>
		II 建築又は建設面積	83.45 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	83.45 m <sup>2</sup>
		III 延べ面積	136.55 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	136.55 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )
		IV 高さ 地盤面から 建物 7.3m フェンス 1.3 m	V 用途 一戸建ての住宅		
VI 緑化施設の面積	VII 垣又はさくの構造 擁壁 + フェンス				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
	(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
(5) 竹木の伐採	伐採面積			m <sup>2</sup>	

今回の工事の面積。建築基準法による面積を記入。

今回建築する建築物の用途

道路沿いに作る工作物の内容

緑化施設の面積は、地区計画で「緑化率の制限」が定められていなければ記入不要。

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 都市計画法第 12 条の 9 に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
  - 当該建築物の建築については、(2)(ロ)III 延べ面積欄の ( ) の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)I 敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)III 延べ面積の合計欄(同欄中の ( ) は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 緑化施設の面積は、都市緑地法施行規則第 9 条に定める方法により算定すること。

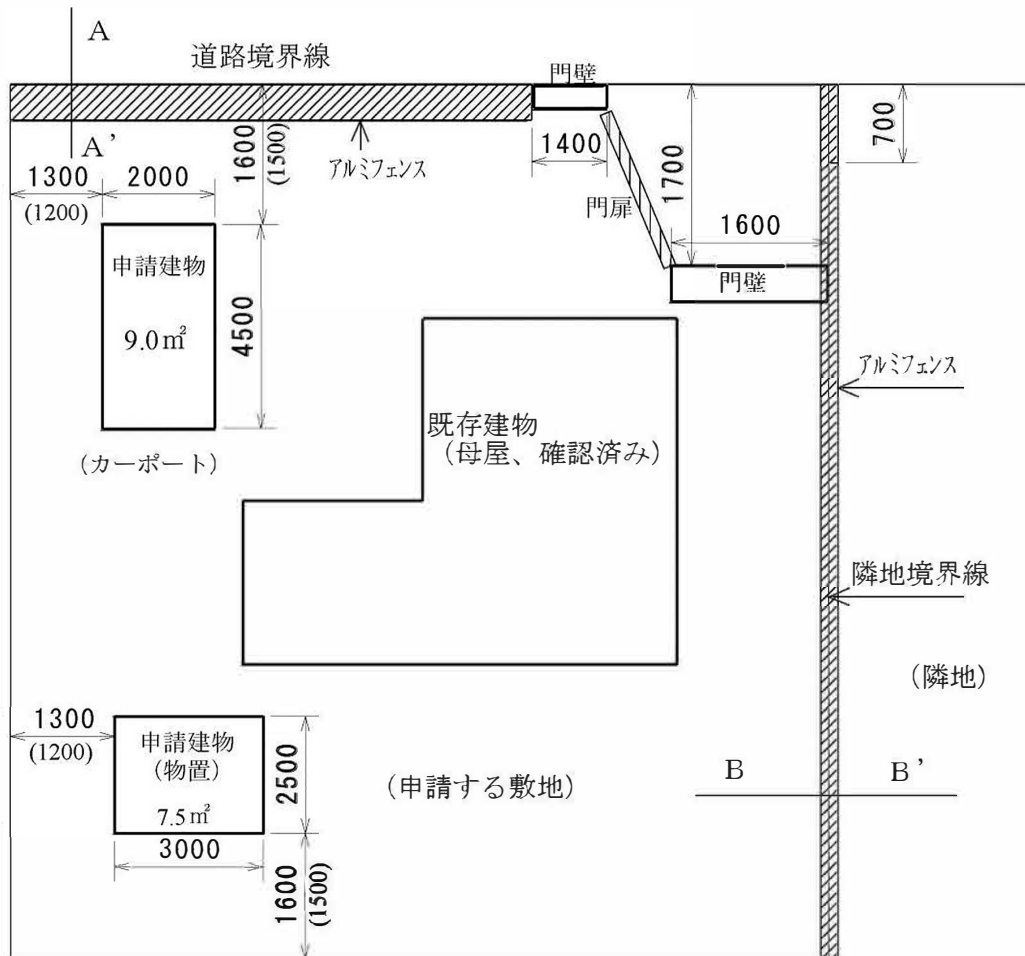
※連絡先 住所: 松本市中央 1 丁目 18-1  
 氏名: ㈱〇〇建設 担当長野  
 TEL: 0263-32-XXXX

連絡先の住所・名称・電話番号  
名称は担当者名まで記入。  
適合通知書を作成した際、連絡します。

配置図

壁面から境界線までの距離を（ ）書きで記入してください。

例



◎ 特に注意していただきたいこと

- ・ 建築確認が不要な建築物・工作物（図中で10m<sup>2</sup>以内の建築物）も壁面の後退線について記入してください。
- ・ カーポート、物置等の設置についても建築確認が必要な場合があります。地区計画の届出の際に、建築指導課へ協議することをおすすめします。
- ・ 隣地境界線と道路境界線が接する場所については、道路境界線側の規定に従ってください。
- ・ 門柱は特に定めのない限り、幅は片側1.5m、高さは1.5m以内としてください。これより大きなものは必要な後退を確保してください。
- ・ 境界部分に構造物を設置する場合は、必要に応じ、断面図を別途添付してください。